

○自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究 施設業務分掌要項

平成16年5月27日
分子科学研究所長裁定
最終改正 平成19年3月30日

(趣旨)

第1条 自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設規則(平成16年分研規則第13号)第5条第2項の規定に基づき、分子科学研究所極端紫外光研究施設(以下「研究施設」という。)に置かれる研究部門の業務分掌については、この要項の定めるところによる。

(光源加速器開発研究部門の業務分掌)

第2条 光源加速器開発研究部門においては、次の業務を分掌する。

- 一 光源加速器の開発研究に関すること。
- 二 光源加速器の将来計画の立案に関すること。
- 三 光源加速器の運転、保守及び改良に関すること。
- 四 冷却水、電気、空調等の基盤設備の運転、保守及び改良に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、光源加速器に関すること。

(電子ビーム制御研究部門の業務分掌)

第3条 電子ビーム制御研究部門においては、次の業務を分掌する。

- 一 放射光源における電子ビーム制御の開発研究に関すること。
- 二 放射光源における光発生技術の開発研究に関すること。
- 三 挿入光源装置の運転、保守、改良及び開発に関すること。
- 四 情報通信制御、放射線防護、入退室管理に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、研究施設の業務で他に属さない業務に関すること。

(光物性測定器開発研究部門の業務分掌)

第4条 光物性測定器開発研究部門においては、次の業務を分掌する。

- 一 放射光を用いた光物性研究に関すること。
- 二 光物性用ビームラインの試料測定装置の操作、保守及び改良に関すること。
- 三 光物性用ビームラインの検出装置の保守及び改良に関すること。
- 四 光物性用ビームラインの共同利用の計画、立案及び調整に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、光物性用測定器に関すること。

(光化学測定器開発研究部門の業務分掌)

第5条 光化学測定器開発研究部門においては、次の業務を分掌する。

- 一 放射光を用いた光化学研究に関すること。
- 二 光化学用ビームラインの試料測定装置の操作、保守及び改良に関すること。
- 三 光化学用ビームラインの検出装置の保守及び改良に関すること。
- 四 光化学用ビームラインの共同利用の計画、立案及び調整に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、光化学用測定器に関すること。

附 則

この要項は、平成16年5月27日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。